

外国大学日本校の将来展望

テンプル大学ジャパンの事例

Future Prospects of Foreign Branch Campuses in Japan

Temple University Japan

鳥井 康熙*

TORII Yasuteru

Abstract

TUJ (Temple University Japan), founded in 1982, is the oldest and largest of the American branch campuses in Japan. The main campus is located in Philadelphia in the U.S. In addition to the undergraduate program, TUJ offers graduate programs in law, business, and education, an English-language preparation program, continuing education courses; and corporate education classes. TUJ follows the same curriculum as the main campus, and students earn the same degrees and diplomas at TUJ as students at the main campus.

TUJ has worked hard for many years to acquire the same or equivalent status as that enjoyed by so-called *gakko hojin* (academic juridical persons) in Japan. Since it is not recognized as a *gakko hojin*, TUJ faces a number of problems: Foreign student visas can be issued for Temple students for one year, but not for non-Temple students. TUJ students are not eligible to receive student discounts on train passes. Although credits earned at TUJ are identical to credits earned at the Temple main campus, the Japanese government still differentiates between the two. Donations are taxable income, and donors cannot receive tax credits for their donation. TUJ students cannot receive scholarships provided by local governments. Although recognized university students aged 20 years or older are not required to pay into the national pension plan, TUJ students are.

TUJ has filed an application in the special zones for structural reform. The first two rounds of the request were about the deregulation of the standards for establishment of universities, but these were turned down by the government. At the third request, TUJ focused on more specific issues. The following ministries: have agreed to adopt measures if the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology provides a new category: Ministry of Health, Labor and Welfare, Ministry of Land Infrastructure and Transport, Ministry of Internal Affairs and Communications. In February 2005, the Japanese government designated TUJ as the first Foreign Branch Campus. This solves some problems: foreign student visas, student discounts on train passes, credit transfer, admission to graduate school, a grace period for payments into the national pension plan, and to some extent, scholarships. Nevertheless, taxation issues still remain.

* 研究協力者

はじめに

外国大学の日本校は、地方自治体の誘致等により、1980年代後半に急増し、その数は約40校に上ったといわれているが、90年半ばまでにその大多数が撤退している。過去に日本に進出した外国大学の中で現在も存続しているのは、テンプル大学ジャパン（東京都港区）、レイクランド大学ジャパンキャンパス（東京都新宿区）、ボストン大学国際ビジネスマン養成プログラム（兵庫県神戸市）のみである。外国大学の日本校については、これまでチェンバース&カミングス⁽¹⁾などで包括的に論じられてきた。筆者は、別稿において、これらの外国大学日本校が撤退を余儀なくされた理由、一方において、テンプル大学ジャパンが20年以上にわたって日本で存続してきた理由などについて考察を試みた⁽²⁾。

テンプル大学ジャパンは、日本における生存競争、淘汰をくぐりぬけた数少ない外国大学ではあるが、その法的地位は、日本の大学設置基準に従って認定を受けた正規の高等教育機関ではないために、このことに由来するさまざまな困難に直面してきたという。本稿においては、同大学が、日本における新たな生存戦略の一環として試みた「構造改革特別区」の「教育特区」への提案のプロセス、それにたいする政府（文部科学省）の対応措置を分析しながら、今後のわが国における外国大学日本校の定着、発展の可能性をさぐる。

1. テンプル大学ジャパンの概要

テンプル大学ジャパン（Temple University Japan：TUJ）は、アメリカ・ペンシルベニア州立のテンプル大学の日本校である。1982年に設立され、日本にある外国の大学としては最も古い歴史を持ち、最大の規模を誇っている。

TUJのホームページによると、この学校の主な使命として、日本の将来における国際的指導者を育成すること、日本とアメリカとの関係を強化すること、日本に対する外国の理解を深めること、日本の教育制度の発展に寄与すること、などを挙げている⁽³⁾。

学部課程の教育課程としては、アジア研究学科、アメリカ研究学科、コミュニケーション学科、政治学科などがある。さらに、近年では、国際関係学科、心理研究学科、アート学科、観光ビジネス学科が新設された。大学院課程には英語教育の専門家を育成するTESOL（Teaching English to Speakers of Other Languages）のコース、企業のエグゼクティブのためのMBA（Master of Business Administration）プログラム、ロースクールが設置されている。また、生涯教育プログラム、企業内教育プログラムなどと共に大学附属の英語研修コースも開かれている。

学部課程に入学する学生は、大学附属英語研修課程卒業生、海外の大学・短大からの編入生が約半数を占めている。残りの半数は、アメリカ本校からの編入生、海外の高校卒業生、日本の大学・短大からの編入生、インターナショナル・スクール卒業生、日本の高校卒業後直ちに入学した者など多様なバックグラウンドを持っている。2002年度、各プログラムの在籍者数は、学部課程420名、大学院修士課程310名、博士課程70名、生涯教育プログラム500名、大学付属英語研修課程180名、企業内教育プログラム220名で、合計1,700名であった⁽⁴⁾。常時30カ国を超える国籍をもつ学生が在籍している。卒業生の多くは、金融、ハイテク、旅行、航空、マスコミなどの業界を中心に外資系企業に就職している。毎年、アメリカの本校から約60人の学生がTUJに来て、ここで1学期間あるいは1年間、勉強する。

TUJの特徴として、次のようなものがあげられる⁵⁾。第一に、授業内容、単位、学位などがアメリカの本校と同一であり、日本人以外の学生も受講が可能である。第二に、留学の時期、期間などは学生が自由に決めることができる。例えば、日本を離れずに全ての課程をTUJで修了する場合、TUJで数学期または数年を過ごしてからアメリカの本校に留学して本校でそのまま卒業し学位を取る場合、TUJに在籍後に本校で必要な単位を取得しTUJに再度戻り学位を取る場合、TUJで取得した単位をもってアメリカの別の大学に編入する場合など、選択肢は多様である。第三には、社会人を取り込める大学院をもち、社会のニーズに即したコースを提供することができる。第四に、アメリカの本校が、国際教育に対する強いコミットメントを持ち、ローマ校を運営するなど、海外で事業を展開する経験を積んできたことが大きい。第五に、アメリカ本校の規模が大きく、本校がTUJを重要な海外拠点として位置づけており、安定した財政支援を受けられる。

2. テンプル大学ジャパンが直面してきた問題

TUJは、日本における学校法人の資格を獲得せず、また、大学設置基準に従って、わが国の正規の高等教育機関としての認定を受けていないために、その事業活動を展開するにあたって、次のような深刻な問題に直面してきたという。

(1) 外国籍学生に対するビザ

「留学」の在留資格は、「本邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校において教育を受ける活動」と定められており、TUJは文部科学省の認可を受けていないため、「本邦の大学」とみなされず、外国人学生を「留学」の在留資格で受け入れることができない。

(2) 通学定期の割引

TUJの学生にはJRや地下鉄等の通学定期で学生割引を受ける資格がないため、学生にとって大きな経済的負担となっている。

(3) 消費税

TUJの学費には消費税がかかる。消費税が導入された当初、TUJでは消費税を学生に負担させるのは適切ではないと判断し、TUJが学生の代わって支払うことを決定した。これは、TUJの財務状況に負担となる。

(4) 法人税、不動産取得税などの納税義務

TUJは学校法人でないため、営利団体としての活動を強いられている。したがって利益を計上した場合には法人税、キャンパスとして土地または建物を購入する場合は不動産取得税、その他にも固定資産税、都市計画税、事業所税などの納税義務が発生する。

(5) 指定寄付金制度

TUJは学校法人でないため、指定寄付金制度が適用されない。したがって、卒業生や企業から寄付金を受けた場合、利益として計上され課税対象となる。また、寄付行為を行う側も、寄付金控除の対象とならない。このことは、大学が資金調達をする上で大きな障害となる。

(6) 租税条約

日本が締結したほとんどすべての租税条約には、教授等の免税が規定されている。これは、教育、文化、学術交流の促進のために、大学等の教育機関において、教育または研究を行うため、相手国を訪れる教授、教員が受け取る報酬について、一定期間、相手国での課税を免除するものだが、TUJは学校法人として認可されていないため、この適用が受けられない。したがって、フ

イラデルフィア本校以外のその他の各国から招聘する教授は非居住者の扱いとして、20%の源泉所得税を支払うか、または居住者として源泉されることになり、さらに住民税等の支払いが生じる。

(7) 20歳以上の学生に適用される国民年金支払い猶予

外国大学日本校は大学と認められていないため、20歳以上の学生に対する国民年金支払い猶予の適用がない。日本の大学になるためには、大学設置基準および学校法人設立の条件を満たしていなければならない。しかし、外国大学の日本校が日本の大学として諸基準を適用し認可されることは、外国大学がその措置をそのまま生かし運営していくことを困難にし、実情に即していない。

(8) 勤労学生の所得税控除

通常年間所得 65 万円以下の勤労学生は所得税控除の対象となるが、TUJ の学生はその対象とならない。

(9) 地方自治体から付与される奨学金

地方自治体から付与される奨学金は文部科学省認可の大学の学生が対象のため、TUJ の学生はその対象とならない。

こうした不利な状況に対処するために、TUJ は、長年、日本政府、文部省、高等教育関連団体等への陳情やロビー活動を展開してきたという。しかしながら、学校法人格の取得、大学設置基準の充足という制度的なハードルは高く、こうした問題の解決がほとんど進展することはなかった。こうするうちに、TUJ にとって、こうした隘路を克服することにつながる可能性をひめた、きわめて魅力的な機会が日本政府から提供されることになった。それは、小泉内閣の規制緩和政策の一環として 2002 年に提起した「構造改革特区」のイニシアティブであった。構造改革特区は、地方公共団体や民間事業者等の自発的な立案により、地域の特性に応じた規制の特例を導入する特定の区域を設け、その地域での構造改革を進めていこうというものである。この特区の中には、周知のように「教育特区」というカテゴリーも含まれている。教育特区の指定を受ければ、その地域では、国の定めるさまざまな国家基準や法令規範に拘束されずに、かなり独自の教育活動を展開できるとされた。教育分野での提案は、初等・中等教育分野での提案は多いが、高等教育分野での提案は少ない。また、地方自治体の提案が多く、特区として認められるのも地方自治体からの提案が多い。TUJ は、さっそく、この「構造改革特区」への提案による、法的地位の改善の試みに乗り出すことになる。

3. 第 1 回、第 2 回構造改革特区提案

TUJ は、2003 年 6 月、構造改革特区に国際高等教育特区として 1 回目の提案を行った。1 回目の提案が構造改革特区の第 3 次提案にあたる。前年には第 1 次、第 2 次特区提案の募集が行われたが、提案する時期を見ていたようである。TUJ は、まず、次の 12 項目の提案を行った。

- ① 大学設置基準の緩和（海外の大学に係る設置認可の要件の緩和）
- ② 大学設置基準の緩和（校地の自己所有の要件の撤廃）
- ③ 大学設置基準の緩和（校舎の面積基準の引き下げ）
- ④ 大学設置基準の緩和（運動場の必置規制の撤廃）

- ⑤ 大学設置基準の緩和（体育館の必置規制の撤廃）
- ⑥ 大学設置基準の緩和（校舎の敷地に係る規制の緩和）
- ⑦ 大学設置基準の緩和（施設・設備の自己所有に係る規制の緩和）
- ⑧ 大学設置基準の緩和（必置専任教員の下限の引き下げ）
- ⑨ 大学の収容定員の認可申請における特例
- ⑩ 大学の学部・学科の設置認可申請における特例
- ⑪ 大学間における単位互換制度の拡充
- ⑫ 大学の在学年数及び卒業単位の緩和

措置の分類としてA～Eの分類も、回答とともに出された。A：特区として対応 B：全国的に対応 C：特区として対応不可 D-1：現行の規定により対応可能 D-2：特区の特例により対応可能 E：事実誤認。Aのみが特区として認定されたことを示している。特区推進室からの回答は次のとおりであった。

- ① 大学の設置認可は、学校教育法・大学設置基準等の法令により定められた大学としての要件を満たすことを確認した上で大学としての地位を付与するものであり、大学としての要件を満たさないものについて大学又は大学に準ずるものと認めることはできない。（措置の分類C）
- ② 校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業において、対応可能である。（措置の分類D-2）
- ③ 学生が充実した学習を行うことができるためには、収容定員の規模に応じて必要な教員組織、校地、校舎等の施設、設備が確保されている必要があり一定の校舎面積を確保することが必要であるが、校舎等の整備については、1. 段階的な整備、2. 自己所有要件の緩和、3. 教室の天井の高さ制限の緩和など様々な措置が認められている。このため、例えば、特区として提案する自治体等から施設を借用するなどして上記の措置を組み合わせれば十分な面積を整備することは可能であり、必要に応じて周知したい。（措置の分類D-1）
- ④ 運動場については、定量的な定めはなく、実情に応じて弾力的な運用が可能となっているところであるとともに、運動場も含め構造改革特区においては、やむを得ない事由がある場合には、現行の基準（学生1人当たり10㎡）を下回る、更なる緩和を行っているところである。（措置の分類D-1）
- ⑤ 体育館については、原則として必要なものではあるが、定量的な定めはなく、実情に応じて弾力的な運用が可能となっているとともに、特段の事情がある場合には必ずしも備えなくてもよいものとして運用しているため対応可能である。（措置の分類D-1）
- ⑥ 敷地の空地については、必要なものではあるが、定量的な定めはなく、実情に応じて弾力的な運用が可能となっているところであり、かつ構造改革特区においては一人当たり10平米といった空き地をも含めた校地面積につき、更なる緩和を行っているところであるため対応可能である。（措置の分類D-1）
- ⑦ 校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業において、対応可能である。（措置の分類D-2）
- ⑧ 我が国の大学として設置認可を受けるのであれば、我が国の法令に則る必要がある。なお、専任教員数については、学生が充実した学習を行うことができるために、収容定員の規模に

応じて必要な教員組織、校地、校舎等の施設、設備が確保されている必要があり、一定の専任教員を確保することが必要だと考える。（措置の分類C）

- ⑨ 平成15年度から、大学内における収容定員の移動は届出制となっている。（措置の分類D-1）
- ⑩ 大学として全く新たな学問分野の学部・学科を設置する場合、質保証・学生保護等の観点から認可が必要である。（措置の分類C）
- ⑪ 大学への編入学又は転学についてのものであり、単位互換に関するものではないが、編入学又は転学等については、大学設置基準第30条第3項において「編入学又は転学等の場合を除き、60単位を超えないものとする」としており、特に単位数について制限はなく、受け入れる大学の判断によるものとなるため、対応可能である。（措置の分類D-1）
- ⑫ 4年間のカリキュラムを基本としつつ、優秀な成績で所要の単位を修得した者については、3年で卒業できるものであり、対応可能である。なお、単位については、学習時間との関連で計算上の幅が認められているため、運用の工夫によっては、貴校の計算方法により123単位とされる学習量も法令上の計算方法により124単位以上として換算することが可能と考えられる。（措置の分類D-1）

1回目の提案に対して出された回答は、措置の分類「C：特区として対応不可」「D-1：現行の規定により対応可能」「D-2：特区の特例により対応可能」のいずれかであった。文部科学省とTUJの問題点に対する解釈の違いもあり、結果的にはTUJにとって否定的なものであった。理由は様々であるが、複数に共通するものとして、学生保護・質保証の立場から、大学設置基準の緩和は認められないというものであった。大学設置基準の緩和については、他にも、株式会社東京リーガルマインド、株式会社学育舎、東京都墨田区、鹿児島県名瀬市が提案を行ったが、同様の理由でいずれも否定的な回答であった。

こうした全面的に否定的な回答を受けて、半年後、2回目にあたる第4次提案を行う。2回目の提案では、自分たちの意図を明確に説明するため、「具体的事業の実施内容」を加えている。7つの提案のうち、①～⑤は再提案である。

- ① 大学設置の認可基準およびその他の認可事項における特例（再提案）
- ② 「大学設置基準」における「運動場」に関する要件の緩和（再提案）
- ③ 大学の学部・学科の設置認可申請における特例（再提案）
- ④ 大学の収容定員の認可申請における特例（再提案）
- ⑤ 「大学設置基準」における「卒業時の要件（在学年数）の緩和」（再提案）
- ⑥ 大学の設置認可に関する申請日の延期
- ⑦ 本国の認定協会等から認定を受けた海外の大学を「本邦の大学」に準ずるものとみなすことの容認

TUJが具体的に行う事業の実施内容

- ① この特例が認められることにより、第4条の認可項目についても特例とし、運営形態やカリキュラムの内容は従来どおりに、補助金の給付を除く通学定期の学生割引、学生ビザの適用など、学校教育法一章の第一条にある大学が受ける特典を与えるものとする。これにより、

日本の大学とより近い立場での運営が可能となり、学生募集力の強化、カリキュラム・施設等の拡充が実現する。さらに国際高等教育機関として、港区の国際教育の中心的役割を果たし、地域の国際化と経済活性化を促す。具体的には、地域住民への学費割引、優秀な教授陣や外国人学生の企業、教育機関への派遣、社会人のためのスキルアップ教育の充実、テンプル教育センタービルの建設などがあげられる。

- ② 「運動場」を設けずとも、都市部にその所在地を置き、社会人を含むさまざまなバックグラウンド、国籍を持つ学生に対して、通学に便利なキャンパスの提供を可能にし、都市に集まる優秀な教授陣の採用や外資系企業へのインターンシップなどを含むあらゆるリソースへのアクセスを容易にして、質の高い国際教育を提供することが可能である。
- ③ テンプル大学ジャパン (TUJ) では、経営学部 (会計科、国際経営科、マーケティング科など)、観光ビジネス学部 (スポーツ・レクリエーション、観光サービスなど) を含むいくつかの新学部・学科の導入を検討しており、数年の内に設置を予定している。これにより、国際社会での活躍を望む学生へのニーズを充実させることができると同時に、地域での産学連携、国際企業へのインターン派遣、優秀な人材の提供など、時代が求める地域への多大な貢献が期待できる。
- ④ 社会のニーズに対応したタイムリーな収容定員全体の増加が可能になる。
- ⑤ 規定の卒業単位を取得し、卒業要件を満たしている場合、在学年数が3年未満であっても卒業を認める。これにより、大学の夏休み期間に実施される夏学期を利用して履修する優秀な学生に対し、短期間でも卒業が可能という選択肢を与えることが可能となる。また、大学は必要単位を取得次第卒業が可能な、米国大学の特徴を生かした運営を維持することができる。大学は個性重視により多様化を進める必要があり、個人の能力に応じた上記のような柔軟なシステム導入はそのひとつと考える。
- ⑥ 第3次および第4次の提案事項が2004年度2月に認定されれば、同年10月に大学設置の申請を行い、翌2005年から実施する。
- ⑦ 現在、外国人学生は、文化活動ビザにより米国に1年以上滞在し本校経由で来日の場合のみ、短期間 TUJ に在籍することが許されるが、特例が認められれば日本において国際教育を求める各国からの学生を直接受け入れることが可能になる。また、現在短期間の滞在しか許されない学生も、希望の期間、例えば卒業まで日本キャンパスでの在籍が可能となる。外国人学生の受け入れは、大学にとってキャンパスの国際化そして教育内容の充実という観点において重要であると同時に、地域にとってもその国際化と経済活性化に直結するものである。(措置の分類C)

回答は次のとおりであった。

- ① 第3次提案①の回答に同じ (措置の分類C)
- ② 大学設置基準における運動場に関する要件については、構造改革特区第3次要望への対応において、「運動場については、特段の事情があり教育研究に支障が無いと認められる場合には、運動場・体育館等の借用により適切な運動スペースを確保すれば足りるものとするなど大学設置基準における運動場に係る要件を弾力化する。」こととされており、特区においての対応が決定されているところ。(措置の分類D-2)

- ③ 第3次提案⑩の回答に同じ（措置の分類C）
- ④ 第3次提案⑨の回答に同じ（措置の分類C）
- ⑤ 我が国の大学として認可する以上、我が国の制度に則ることが必要である。我が国の学校教育法制度上、大学を卒業するに当たっては、体系的に編成された教育課程で124単位以上の単位を取得することが必要とされており、これは3年未満の在学ではできないものと考えている。（措置の分類C）
- ⑥ 本年度は特区制度初年度でもあり、法令整備等を勘案して、本年度に限り申請の時期を特別に10月末に延長したものである。来年度については、規則に基づいた審査手続によるものとし、特例を設けることは考えていない。（措置の分類C）
- ⑦ 大学の設置認可は、学校教育法・大学設置基準等の法令により定められた大学としての要件を満たすことを確認した上で大学としての地位を付与するものであり、大学としての要件を満たさないものについて大学又は大学に準ずるものと認めることはできない。なお、外国の大学の日本分校の取り扱いについては、現在、「国際的な大学の質保証に関する調査研究協力者会議」で検討中である。

（法務省からの回答）本邦の大学と同等の教育水準にあると認められる客観的な指標がない現状においては、このような措置を講ずることは困難である。なお、大学に準ずる機関と言うためには、学校教育法に定める大学院への入学資格を認められていることが必要である。（措置の分類C）

第4次提案に対して出された回答は、措置の分類「C：特区として対応不可」「D-2：特区の特例により対応不可」であり、第3次提案同様、全項目にわたり否定的な回答であった。第3次、第4次提案は、外国大学としての特徴を生かしたまま日本の大学となることにより、第2節で挙げた問題を解決しようとするものであった。しかし、詳しい説明を盛り込んだにもかかわらず、大学設置基準の緩和の実現には至らなかった。

4. 外国大学の日本校の指定に向けて

2004年6月に締め切られた第5次構造改革特区提案では、これまでの2回とはまったく提案の様式が違っている。大学設置基準の提案はまったく出てこない。各省庁からの詳しい回答を聞きたいという趣旨の提案を行っている。回答は複数の担当省庁から出された。「外国大学の日本分校」という呼び方からも、日本の大学として認められるのではなく、日本の大学とは別の分類を用いることで提案を行った。提案項目は次の10項目である。

- ① 外国大学の日本分校の認定とそれに伴う外国人学生に対する留学在留資格の特例
- ② 外国大学の日本分校の認定とそれに伴う通学定期の学生割引適用に関する告知
- ③ 外国大学の日本分校の認定とそれに伴う学費などに課税される消費税免除の特例
- ④ 外国大学の日本分校の認定とそれに伴う法人税、不動産取得税、都市計画税、住民税、事業所税などの特例
- ⑤ 外国大学の日本分校の認定とそれに伴う指定寄付金制度の特例
- ⑥ 外国大学の日本分校の認定とそれに伴う租税条約に基づく教授など受け入れに関する免税の

特例

- ⑦ 外国大学の日本分校の認定とそれに伴う外国大学の日本分校の認定とそれに伴う大学・大学院への入学資格や編入学の制度化の特例
- ⑧ 外国大学の日本分校の認定とそれに伴う地方自治体から付与される奨学金の獲得資格の特例
- ⑨ 外国大学の日本分校の認定とそれに伴う 20 歳以上の学生に対する国民年金支払い猶予の適用に関する特例
- ⑩ 外国大学の日本分校の認定とそれに伴う勤労学生の所得税控除における特例

各省庁からの回答は次のとおりである。

①～⑩（文部科学省からの回答）外国大学日本校の教育制度上の位置づけについては、「国際的な大学の質保証に関する調査研究協力者会議」（文部科学省高等教育局長裁定）で検討され、2004年3月29日に「審議のまとめ」が提出された。「審議のまとめ」においては、外国大学の日本分校が当該外国の大学の正規の課程であることなど一定の要件を満たすことが確認できれば、我が国の教育制度と接続（大学院入学資格、単位互換等）するための新たな制度的措置を講ずるべきと提言されているところであり⁶⁾、文部科学省としても、基本的にこの提言に沿って所要の措置をとることとしている。具体的な制度については、今後、中央教育審議会での審議を経て措置する予定である。（措置の分類B-1、ただし、⑧についてはB-1だが、奨学金関連はC）

- ①（法務省からの回答）文部科学省において、外国大学の日本の分校の学生について、当該学校を「大学に準ずる機関」に相当するものとして学校教育法に定める大学院への入学資格を認めるという判断がなされるのであれば、当該学生に対し在留資格「留学」を与えることは可能である。（措置の分類C）
- ②（国土交通省からの回答）文部科学省における外国大学の日本分校の学校教育制度上の位置づけに係る対応を踏まえた上で、当該対応について鉄道事業者等に周知する等適切な対応を図っていく。（措置の分類B-1、E）
- ③、④、⑤、⑥、⑩（財務省からの回答）構造改革特区推進のための基本方針において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。（措置の分類C）
- ③（総務省からの回答）単に税の減免や特例措置を求めるものである。（措置の分類E）
- ⑨（厚生労働省からの回答）外国大学の日本校を年金制度上の学生納付特例が適用される教育施設の対象とすることについては、教育施設としての学校教育法等その他の法規における位置づけや、卒業により取得できる資格等と無関係に検討できるものではないため、学校教育法等に基づいて相応の措置が講じられる場合には、必要な措置を講じたいと考えている。（措置の分類C）

3回目の提案内容は、実質的な措置を求めたもので、前回、前々回と比べてまったく違う戦略で臨んだ。その結果、文部科学省からの回答は前向きなものであった。他省庁の回答は、文部科学省が何らかの形で外国大学日本分校を認めれば、それに応じた措置を取るという受け入れ姿勢を示すものであった。ただし、財務省は、「税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象となり得ない。まずは文部科学省において、当該日本分校を学校教育法上どのように位置づけるかを検討し、結論を得ることが先決である」とした。こうした中で当該日本分校の運営主体である有限会社を公益

法人等（学校法人）と課税上同列の取扱いとすることは、現行の法人税体系からはなり得ない」という厳しい回答であった。この結果、①～⑩のうち、財務省が所管する③、④、⑤、⑥、⑩を除く5項目については、文部科学省が後に外国大学日本校の指定制度を設けることによって実現されることとなる。

おわりに

2005年2月14日、TUIは、文部科学省より「外国大学の日本校」の第一号として正式に指定された。これを受けて、留学ビザの在留資格申請が可能となり、鉄道の学生割引制度の適用も受けられるようになった。また、TUIの学生の日本の大学院への入学、日本の大学との単位互換などが、認められることになった。さらに、国民年金の支払い猶予も認められ、奨学金問題も完全ではないながら一定の解決をみた。長年の懸案事項が認められるという意味においてTUIにとって大きな前進であった。しかしながら、財政の壁は予想以上に厚く、税制問題はかなり厳しい回答であった。そこで、TUIは、次の手段として、在日米国商工会議所（ACCJ）と共同で、内閣府市場開放問題苦情処理対策室（OTO室）に対し申し立てを行い、2005年2月14日の会議では、外国大学の日本校に対する税制優遇措置の適用が議題に挙げられた⁽⁷⁾。2005年3月18日に行われた市場開放問題苦情処理推進会議では、外国大学の税制優遇措置について、文部科学省が次のような対応を取ることが検討結果として出された。「文部科学大臣の指定を受けた外国大学の日本校が、日本の大学に準じた税制優遇措置を受けることについて、現行制度との関係を整理しつつ、新たな仕組みの創設の必要性を含め、速やかに検討し、結論を得るべきである⁽⁸⁾。」だが、こうした働きかけが財務省を動かすかどうかは今のところ不明である。この問題が解決されないかぎり、日本校の地位の安定にはつながらない。レイクランド大学ジャパンキャンパスとカーネギーメロン大学日本校（兵庫県神戸市）も、2005年12月15日に外国大学日本校の指定を受けた。今後、TUIが望む方向で税制問題が解決されるならば、外国大学の日本校の経営状況は改善されるであろう。

参考文献

テンブル大学ジャパン『テンブル大学ジャパン要望書』2003年11月11日。

第3次提案募集関係 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/bosyu3/monka.pdf>

構造改革特区（第4次提案募集）に関する当室と各府省庁のやりとり

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/bosyu4/monka.pdf>

構造改革特区（第5次提案募集）及び地域再生（非予算）（第2次提案募集）に関する当室と各府省庁のやりとり

（文部科学省）<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/bosyu5/monka.pdf>

- ① ウィリアム・チェンバース、ゲイル・カミングス（阿部美哉監修）「アメリカ大学日本校」、1990年、アルク。他にも、鋤柄光明「大学の国際進出—外国大学の日本進出と日本の大学の海外進出—」「研究報告」第35号、1991年、放送教育開発センター、55—87頁、ローラシアン協会「在日米国高等教育機関」1992年、ローラシアン協会出版部などがある。
- ② 鳥井康熙「米国大学日本校の進出と撤退」『国立教育政策研究所紀要』第132集、199—206頁、2003年。
- ③ テンプル大学ジャパンホームページより <http://www.tuj.ac.jp/newsite/main/about/about2j.html>
- ④ 鳥井康熙「米国大学日本校の進出と撤退」前掲論文。
- ⑤ 鳥井康熙「日本における外国の大学—アメリカ大学日本校に注目して—」福田誠治・末藤美津子編『世界の外国人学校』東信堂、207—226頁、2005年。
- ⑥ 国際的な大学の質保証に関する調査研究協力者会議「国境を越えて教育を提供する大学の質保証について—大学の国際展開と学習機会の国際化を目指して—」平成16年3月29日。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/024/siryu/040406011/003.pdf
- ⑦ 平成16年度第3回OTO 専門家会議議事要録
<http://www5.cao.go.jp/keizail/2005/0214otosenmon-s.html>
- ⑧ 「市場開放問題についての意見～構造改革下における新たな政策要請への対応～ —市場開放問題苦情処理推進会議第8回報告書—」市場開放問題苦情処理推進会議、平成17年3月18日。
<http://www5.cao.go.jp/access/japan/oto/reports/2005.html>